

## 国産青果物安定供給体制構築事業実施要領

制定 令和8年1月22日農産第3792号  
農林水産省農産局長通知

### 第1 趣旨

国産青果物安定供給体制構築事業補助金交付等要綱（令和8年1月22日付け7農産第3792号農林水産事務次官依頼通知。以下「要綱」という。）に定める国産青果物安定供給体制構築事業（以下「本事業」という。）の実施については、要綱に定めるもののほか、本要領によるものとする。

### 第2 事業内容

本事業の事業内容、事業実施主体、補助率、補助対象となる経費の範囲、費目ごとの詳細は別表1及び2に定めるとおりとし、各事業の取組内容等は事業ごとに定める別紙のとおりとする。

- 1 国産野菜周年安定供給強化事業（別紙1）
  - (1) 国産野菜周年安定供給強化推進事業
  - (2) 国産野菜周年安定供給強化支援事業
- 2 青果物流通合理化支援（別紙2）
  - (1) サプライチェーン連携強化推進事業
  - (2) 流通体制合理化実証事業

### 附則

この通知は、令和8年1月22日から施行する。

別表 1

区分	事業内容	事業実施主体	補助率
1 国産野菜周年安定供給強化事業	(1) 国産野菜周年安定供給強化推進事業 (2) 国産野菜周年安定供給強化支援事業	独立行政法人農畜産業振興機構	定額
2 青果物流通合理化支援	(1) サプライチェーン連携強化推進事業 (2) 流通体制合理化実証事業	(1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 農業協同組合連合会 (5) 農業協同組合 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者 (8) 特認団体 (9) コンソーシアム (別紙2に定める場合に限る。)	定額

別表2 拠助対象経費

費目	細目	対象メニュー	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産野菜周年安定供給強化支援事業</li> <li>・サプライチーン連携強化推進事業</li> <li>・流通体制合理化実証事業</li> </ul>	<p>本事業を実施するために直接必要な備品及び機械導入に係る経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価格が50万円未満のものに限るものとする。</li> <li>・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</li> <li>・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。</li> </ul>
人件費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産野菜周年安定供給強化支援事業</li> <li>・サプライチーン連携強化推進事業</li> <li>・流通体制合理化実証事業</li> </ul>	<p>本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産野菜周年安定供給強化支援事業</li> <li>・サプライチーン連携</li> </ul>	<p>本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</p>	

		強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業	
通信・運搬費	・国産野菜周年安定供給 強化支援事業 ・サプライチャーン連携 強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業	本事業を実施するため に直接必要な郵便、運 送、電話等の通信に係る 経費	・切手は物品受払簿で管 理すること。 ・電話等の通信費につい ては、基本料を除く。
借上費	・国産野菜周年安定供給 強化支援事業 ・サプライチャーン連携 強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業	本事業を実施するため に直接必要な実験機器、 事務機器、通信機器、ほ 場等の借上げ経費	・レンタルが困難な場合 は、リースも対象とす る。 ただし、補助対象経費 は、本事業を実施する ために必要な期間に係 る経費に限るものとす る。
システム導入費	・サプライチャーン連携 強化推進事業	本事業を実施するため に直接必要なシステムの 導入に係る経費	・取得価格 50 万円以上 のシステムについて は、見積書（当該シス テムを取り扱うのが 2 社以下の場合を除き、 原則 3 社以上から取得 すること）やカタログ 等を添付すること。 ・クラウド使用料を含 む。

開発・改良費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サプライチ エーン連携 強化推進事 業</li> </ul>	<p>本事業を実施するため に直接必要なシステム等 の開発・改良に要する経 費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム設計費等</li> <li>・専門家に支払う謝金、 人件費及び旅費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・API の整備・改良及び システム開発・改良 (API 接続検証に必要 となる開発・改良を含 む。) 並びにデータ連 携の効果を高めるため に必要なプログラムや アプリケーション等の 開発・改良に必要な経 費に限る。</li> <li>・謝金、人件費の単価の 設定根拠となる資料を 添付すること。</li> <li>・事象実施主体等に対す る謝金は認めない。</li> <li>・人件費については、事 業を実施する事業実施 主体が当該当該事業に 直接従事する者に対し て支払う実働に応じた 対価（給与その他手 当）とする。</li> </ul>
パレット導入 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流通体制合 理化実証事 業</li> </ul>	<p>本事業を実施するため に直接必要な標準仕様の パレットの導入に係る経 費（レンタル料等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、青果物流通標準 化ガイドライン（令和 5年3月）又は業界が 定めるガイドラインに おいて推奨する標準仕 様のパレットであるこ と。</li> </ul>
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産野菜周 年安定供給 強化支援事 業</li> <li>・サプライチ エーン連携 強化推進事 業</li> <li>・流通体制合</li> </ul>	<p>本事業を実施するため に直接必要な資料等の印 刷に係る経費</p>	

	理化実証事業		
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産野菜周年安定供給強化支援事業</li> <li>・サプライチーン連携強化推進事業</li> <li>・流通体制合理化実証事業</li> </ul>	<p>本事業を実施するため に直接必要な図書、参考 文献に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞、定期刊行物等、 広く一般に定期購読さ れているものを除く。</li> </ul>
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産野菜周年安定供給強化支援事業</li> <li>・サプライチーン連携強化推進事業</li> <li>・流通体制合理化実証事業</li> </ul>	<p>本事業を実施するため に直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期間（補助事業実施 期間内）又は一度の使 用によって消費されそ の効用を失う低廉な物 品</li> <li>・USBメモリ等の低廉な 記録媒体</li> <li>・実証試験に用いる低廉 な器具等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品は物品受払簿で 管理すること。</li> </ul>
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サプライチーン連携強化推進事業</li> <li>・流通体制合理化実証事業</li> </ul>	<p>事業を実施するために 直接必要な試作品の開発 や試験等に必要な原材料 の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料は物品受払簿で 管理すること。</li> </ul>

	資材費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産野菜周年安定供給強化支援事業</li> <li>・サプライチーン連携強化推進事業</li> <li>・流通体制合理化実証事業</li> </ul>	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資材費（通常の営農活動に係るものを除く。）</li> <li>・新品種・新技術のモデル導入に係る資材費</li> </ul>	
	情報発信費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産野菜周年安定供給強化支援事業</li> <li>・サプライチーン連携強化推進事業</li> <li>・流通体制合理化実証事業</li> </ul>	<p>本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。</li> </ul>
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産野菜周年安定供給強化支援事業</li> <li>・サプライチーン連携強化推進事業</li> <li>・流通体制合理化実証事業</li> </ul>	<p>本事業を実施するために直接必要な農業用機械の燃料代</p>	
	光熱水料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産野菜周年安定供給強化支援事業</li> </ul>	<p>事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料は除く。</li> </ul>

旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産野菜周年安定供給強化支援事業</li> <li>・サプライチーン連携強化推進事業</li> <li>・流通体制合理化実証事業</li> </ul>	本事業を実施するため に直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅費	
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産野菜周年安定供給強化支援事業</li> <li>・サプライチーン連携強化推進事業</li> <li>・流通体制合理化実証事業</li> </ul>	事業を実施するために 直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産野菜周年安定供給強化支援事業</li> <li>・サプライチーン連携強化推進事業</li> <li>・流通体制合理化実証事業</li> </ul>	<p>本事業を実施するため に直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への 謝礼に必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・事業実施主体等に対する謝金は認めない。</li> </ul>

委託費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産野菜周年安定供給強化支援事業</li> <li>・サプライチーン連携強化推進事業</li> <li>・流通体制合理化実証事業</li> </ul>	<p>本事業を効率的に実施するために行う、事業の一部分を他の者に委託するためには必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</li> <li>・補助金の額の50%未満とすること。ただし、事業実施主体の交付事務及び実施確認の委託についてはこの限りではない。</li> <li>・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</li> <li>・民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。</li> </ul>
役務費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産野菜周年安定供給強化支援事業</li> <li>・サプライチーン連携強化推進事業</li> <li>・流通体制合理化実証事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費</li> <li>・事業を実施するために直接必要な農作業及び農地・農作物等のデータ分析を外部に委託する際に必要な経費並びに農業用機械等を用いたサービスの利用料</li> </ul>	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産野菜周年安定供給強化支援事業</li> </ul>	<p>本事業を実施するためには直接必要な謝金等の振込手数料</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サプライチ エーン連携 強化推進事 業</li> <li>・流通体制合 理化実証事 業</li> </ul>		
租税公課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産野菜周 年安定供給 強化支援事 業</li> <li>・サプライチ エーン連携 強化推進事 業</li> <li>・流通体制合 理化実証事 業</li> </ul>	<p>事業を実施するために 直接必要な委託の契約書 に貼付する印紙及び運営 拠出金に課される消費税 に係る経費</p>	

注1 上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体等で具備すべき備品・  
物品等の購入及びリース・レンタルは、補助対象経費として認めないものとする。

注2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって  
金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理すると  
ともに他の事業等の会計と区分することとする。